

○ 電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)

(目的)

第一条 この法律は、高度通信施設、信頼性向上施設及び高度有線テレビジョン放送施設の整備を促進する措置を講ずることにより、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図り、もって高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「高度通信施設」とは、電気通信業の用に供する施設であつて、電気通信の利便性を飛躍的に高めるための次に掲げる電気通信設備及びこれを設置するための建物その他の工作物からなるものをいう。

一 移動する事物の瞬間的影像をデジタル信号により伝送する役務を提供することを可能とする電気通信設備

二 交換設備の制御を効率的に行うための電気通信設備であつて、制御のための新たな機能の追加が容易に行えるもの

三 異なる形式又は伝送速度を有する電気通信信号を統合して伝送交換することを可能とする電気通信設備

四 移動する事物の瞬間的影像をデジタル信号により送信する役務を提供することを可能とする電気通信設備であつて、学校、病院その他これらに類する施設として総務省令で定めるものにおいて行われる教育又は医療に関する業務に使用されるもの(一の構内(これに準ずる区域を含む。)又は建物内にいる者の通信の用に供するために設置するものを除く。)

2 この法律において「高度通信施設整備事業」とは、高度通信施設の整備を行う事業をいう。

3 この法律において「信頼性向上施設」とは、電気通信業又は有線テレビジョン放送業の用に供する次に掲げる施設であつて、電気通信システム(電気通信設備の集合体であつて電気通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。以下同じ。)の信頼性を著しく高めるためのものをいう。

一 電気通信役務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。)又は有線テレビジョン放送(有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送を

いう。以下同じ。)の役務の提供に支障が生じている場合又は生ずるおそれがある場合における当該支障の速やかな除去又は発生の防止を行うことを目的として設けられる電気通信設備及びこれを設置するための建物その他の工作物からなる施設

二 専ら電気通信設備である線路(その附属設備を含む。以下この号において同じ。)を収容して当該線路の損傷を防止するための施設であつて、当該線路の保守の作業が容易であるもの

4 この法律において「信頼性向上施設整備事業」とは、信頼性向上施設の整備を行う事業をいう。

5 この法律において「高度有線テレビジョン放送施設」とは、有線テレビジョン放送を光伝送の方式を用いてデジタル信号により送信することを可能とする有線テレビジョン放送法第二条第二項に規定する有線テレビジョン放送施設であつて、有線テレビジョン放送の利便性を著しく高めるためのもの(これを設置するための建物その他の工作物を含む。)をいう。

6 この法律において「高度有線テレビジョン放送施設整備事業」とは、高度有線テレビジョン放送施設の整備を行う事業をいう。

7 この法律において「施設整備事業」とは、高度通信施設整備事業、信頼性向上施設整備事業及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業をいう。

(基本指針)

第三条 総務大臣は、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実に図るため、施設整備事業の実施に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。この場合において、次項第二号から第四号までに掲げる事項については、高度通信施設整備事業、信頼性向上施設整備事業及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業につきそれぞれ定めなければならない。

2 基本指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実に関する基本的な方向

- 二 施設整備事業の内容(高度通信施設整備事業にあっては高度通信施設により提供が可能となる役務を含む。)に関する事項
- 三 施設整備事業が行われる地域に関する事項
- 四 その他施設整備事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 三 基本指針は、施設整備事業に係る国際環境との調和を確保するよう配慮されたものであるとともに、地域社会の健全な発展に資するよう配慮されたものでなければならない。
- 四 総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならぬ。
- 五 総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(実施計画の認定)

第四条 施設整備事業を実施しようとする者(当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。)は、当該事業の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を作成し、これを総務大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 施設整備事業の内容(高度通信施設整備事業にあっては高度通信施設により提供しようとする役務を含む。)
- 二 施設整備事業を実施する場所
- 三 施設整備事業の実施時期
- 四 施設整備事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3 総務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が基本指針に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認めるときは、同項の認定をするものとする。

(実施計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。)は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の認定に準用する。

3 総務大臣は、前条第一項の認定を受けた実施計画(第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に係る施設整備事業を実施する者(以下「認定事業者」という。)が当該認定計画に従って施設整備事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(機構による施設整備事業の推進)

第六条 独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 認定計画に係る施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。)及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。
- 二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

(資金の融通のあっせん等)

第七条 政府は、認定計画に係る施設整備事業の実施に必要な資金の融通のあっせんに努めるものとする。

2 総務大臣及び財務大臣は、前条に規定する機構の業務の円滑な運営が図られるように、情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(報告の徴収)

第八条 総務大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る施設整備事業の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第九条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をし

たときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、平成二十八年五月三十一日までに廃止するものとする。

(信用基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第三条 日本開発銀行以外の出資者は、機構に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、通信・放送開発法第九条第一項に規定する信用基金に係るその持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があったときは、機構法第六条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。